

見直し対象事業 3

事業名：ひとまもり・おでかけ支援事業

所管課 高齢者福祉課

福祉サービス事業あり方検討事業の概要説明書

事業名	ひとまもり・おでかけ支援事業			所管課	高齢者福祉課
予算額 (R 元年度)	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
28,438 千円	-	-	-	28,438 千円	

(1) 事業の目的

市内に居住する高齢者の移動手段の確保及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

対象者	販売する年度の3月31日において年齢が70歳以上の者であり、かつ、別府市の住民基本台帳に記載されている者
助成金額	1冊2,000円のバス回数乗車券の購入費用のうち、半額の1,000円を助成。(1人10冊まで購入可能)
利用者負担	1冊2,000円のバス回数乗車券の購入費用のうち、半額の1,000円を利用者が負担。(1人10冊まで購入可能)
販売方法	申請のあった者に対し、1冊2,000円のバス回数乗車券を半額の1,000円で販売する。

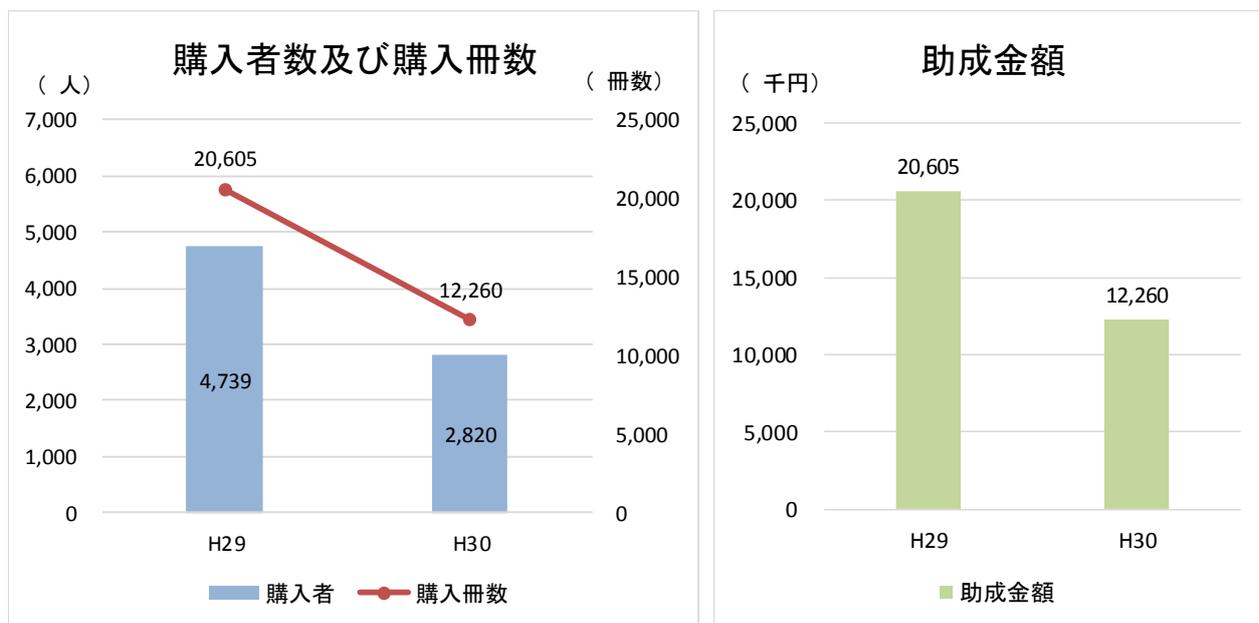
(3) 事業の変遷

(把握できたところのみの記載)

年 月	内容
平成29年10月	実証運行事業としてバス回数乗車券の販売を開始。 1冊2,000円のバス回数乗車券の購入費用の半額を助成(購入上限1人6冊まで)
平成30年 4月	平成29年度に引き続き実証運行事業としてバス回数乗車券を販売。
平成31年 4月	2年間の実証運行を終え、本格運行としてバス回数乗車券を販売。 購入上限を1人6冊から10冊に変更。

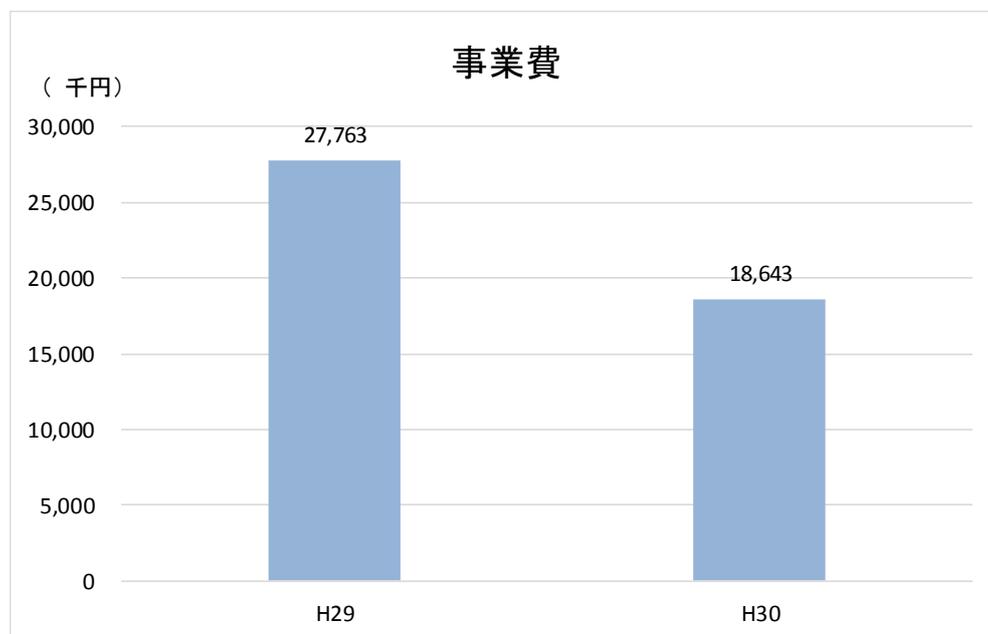
(4) 事業実績の推移

① 購入者、購入冊数、助成金額



年度	購入者 (人)	購入冊数 (冊)	助成金額 (千円)
29	4, 7 3 9	2 0, 6 0 5	2 0, 6 0 5
30	2, 8 2 0	1 2, 2 6 0	1 2, 2 6 0

② 事業費



単位：千円

年度	29	30
事業費	2 7, 7 6 3	1 8, 6 4 3

(5) 他市町村の状況

① 九州管内類似団体の実施状況

自治体名	内容
大牟田市 (福岡県)	該当事業なし
飯塚市 (福岡県)	該当事業なし
筑紫野市 (福岡県)	【コミュニティバス等運行事業】 公共施設、医療機関、商業施設との間を結ぶコミュニティバス「つくし号」を運行。ただし、高齢者に特化した割引運賃や割引制度の設定はなし。
春日市 (福岡県)	該当事業なし
諫早市 (長崎県)	該当事業なし
延岡市 (宮崎県)	【高齢者バス利用助成事業】 70 歳以上の高齢者に対し、バス乗車券または悠々パス購入助成券を交付することにより、高齢者の社会参加を促す。 1 高齢者バス乗車券：年に 1 回 4,000 円分支給 2 悠々パス 6 ヶ月定期券購入助成券：6 ヶ月定期券(15,000 円)に対し、年に 2 回 3,500 円の助成 ※1 か 2 のいずれか
霧島市 (鹿児島県)	【いきいきチケット支給事業】 70 歳以上の人と、障害者手帳所持者へ市内のバス乗車ができるチケットを交付。 温泉・バス利用券 4,000 円分 (1 枚 50 円×80 枚)

② 県内市町村の実施状況

自治体名	内容																				
大分市	<p>【高齢者ワンコインバス事業】</p> <p>65歳以上対象（124,491人）市内の一般路線バスを利用する際、市が発行する「ワンコインバス乗車証」をバス乗務員に提示することで、1乗車一律100円で乗車することができる。</p>																				
中津市	<p>【高齢チケット販売（仮）】</p> <p>中津市・豊前市在住の65歳以上の方を対象に、東本町から中津市民病院までの運賃を100円で販売（1冊10枚を1,000円で販売）している。</p> <p>実際は、最大230円の運賃がかかるため、100円の負担金から控除した金額を補助している。</p>																				
日田市	<p>【外出支援サービス事業】</p> <p>月2回前津江保健センターで行われる出張診療時に高齢者宅とセンター間の送迎を行う。</p> <p>前津江に病院がないとの理由で、合併前から実施しており、（社）日田市社会福祉協議会に業務委託している。</p>																				
豊後高田市	<p>【基幹バス利用促進事業（70パス）】</p> <p>基幹バス伊美線の利用促進として、市内に居住する70歳以上の高齢者を対象とした運賃補助事業。</p> <p>市内区間を1回200円の運賃で乗れるよう、市が回数チケット（10枚綴り）を70歳以上の利用者へ販売。</p>																				
国東市	<p>【国東市高齢者等買物支援試験運用事業】</p> <p>食品等の購入に支障をきたしており、不便を感じている高齢者等に対し、買物代行または、買い物付添を行なう地域団体の経費（利用調整料、活動保険）を補助する。</p> <p>①補助基準額</p> <table border="0" data-bbox="539 1469 1117 1704"> <tr> <td>ア</td> <td>買物代行</td> <td>利用調整料</td> <td>300円/回・人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>活動保険</td> <td>17円/回・人</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>買物付添</td> <td>利用調整料</td> <td>600円/回・人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>活動保険</td> <td>17円/回・人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利用保険</td> <td>20円/回・人</td> </tr> </table> <p>②補助対象者：地域団地（地域支え合い活動支援事業に取組む団体）</p> <p>③利用対象者：買物支援チェックリストに該当する者等</p>	ア	買物代行	利用調整料	300円/回・人			活動保険	17円/回・人	イ	買物付添	利用調整料	600円/回・人			活動保険	17円/回・人			利用保険	20円/回・人
ア	買物代行	利用調整料	300円/回・人																		
		活動保険	17円/回・人																		
イ	買物付添	利用調整料	600円/回・人																		
		活動保険	17円/回・人																		
		利用保険	20円/回・人																		

(6) 法制度や社会情勢の変化について

本事業は、平成29年度より、実証運行事業として開始し、本年度より本格運行を開始しました。

平成30年度は、利用者数が減少したものの、令和元年度は、7月末時点で、既に平成30年度を上回る3,987人が購入しております。

購入者からは、外出する機会が増えたなどの意見をいただいております。本事業は、高齢者の移動手段の確保、社会参加の促進に一定の効果があるものと考えられます。

また、一方で、利用者からは、回数券による運賃の支払いが不便などの理由から、ICカードによる助成制度を要望する意見もいただいております。

1.(1) 高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成

- 地方公共団体や交通事業者による、高齢者に対する公共交通機関利用促進施策について、持続可能な取組となるよう、対象範囲や支援の方法など各地の取組事例を収集・共有
- 加えて、都道府県警察等の関係者と連携しつつ、地方運輸局・運輸支局を通じて、地方公共団体や交通事業者に対し、働き掛けを実施

■ 高齢者の公共交通利用促進策の例

高松市（ゴールドIruCa）

【概要】
「ゴールドIruCa」を利用することにより、IruCa（交通系ICカード）を導入している公共交通（電車・バス（コミュニティバスを含む。））の運賃が半額

【対象者】
高松市に在住する70歳以上の方

【負担金】
2,000円（半年間有効）



東京都（シルバーパス）

【概要】
シルバーパスにより都営地下鉄、都バス、東急バス、京王バス等の交通機関に東京都の区域内の停留所（駅）相互間を乗車可能

【対象者】
次の条件の全てを満たしている方
(ア) 東京都の区域に住所を有する方
(イ) 70歳以上の方
(ウ) 寝たきり等で経常的なバス利用が困難でない方

【負担金】
20,510円（※）（1年間有効）
※ 区市町村長税課の方の場合、非課税の方は1,000円。



鳥栖市（高齢者福祉乗車券）

【概要】
高齢者や運転免許を自主返納した方に対して、路線バス（市内のバス停で乗車又は下車するもの）で利用可能な乗車券を割安で販売

【対象者】
鳥栖市内の75歳以上の方
又は70歳以上74歳以下で
運転免許証を自主返納した方

【負担金】
5,000円分の乗車券を1,500円で販売



群馬県前橋市（移動困難者へのタクシー運賃助成制度）

【概要】
移動困難者向けにタクシー運賃の一部を支援する制度を実施。2人以上の相乗り利用の場合、1人1乗車につき最大500円を支援。単独利用の場合、2千円以下の場合は運賃の半額、2千円を超える場合は千円を支援

【対象者】
前橋市に住民登録しており、次のいずれかの条件に該当する方
・75歳以上
・65歳以上で運転免許なし
・身体障害者、妊産婦等
・運転免許自主返納者



1.(1) 高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成(続き)

■ 高齢者の公共交通利用促進策の例

大阪府堺市 (おでかけ応援制度)

【概要】

堺市内の路線バスや阪堺電車において、乗降場所のうち少なくとも一方が堺市内にある場合、「おでかけ応援カード(ICカード)」を提示すれば、1乗車100円で利用可能(年間240日まで)

【対象者】

65歳以上の堺市民

【負担金】

1,000円(カード発行時のみ)
※更新不要



おでかけ応援カード

利用方法



①乗車時にカードを読取機にタッチ



②降車時にカードを読取機にタッチ



③現金で100円を支払う

愛知県田原市 (多様なモードに対応した助成制度)

【概要】

毎年、鉄道・バス・タクシーで利用できる助成券等を交付
対象者が自らの利用ニーズに合わせて選択可能

・次の中からニーズに合った2つを選択

- 1.バス・電車回数乗車券(3,000円分)
- 2.タクシー券(3,000円分)
- 3.コミュバス回数券購入助成券(3,000円分)

(※)1又は2を単独で6,000円分にすることも可

(※)その他、民間事業者が発行する企画乗車券に対する助成券も選択可



【対象者】

70歳以上の田原市民

■ 年齢以外の観点も加味した公共交通利用促進施策の例

愛媛県愛南町

【概要】

バス停からの距離に応じて500円～1,500円のタクシー料金の一部を助成(年間50回まで。町内の移動に限る)

【対象者】

満70歳以上又は満65歳以上の身体障害者等で、乗合バスとコミュバスの停留所(フリー乗降できる区間はその路線)から300m以上家が離れている方

バス停からの距離

大阪府松原市

【概要】

タクシー利用に使える助成券を交付。
(申請月から1ヶ月当たり2枚を交付)

- ①福祉タクシー1乗車につき500円分の助成券(要支援2以上)
- ②福祉リフト付きタクシー1乗車につき1,400円分の助成券(要介護4、5の方が対象)

【対象者】

在宅生活している65歳以上の方で介護保険制度における要支援2以上の認定を受けている方

要介護度

奈良県桜井市

【概要】

高齢者総合福祉センターを利用するため、同センターの最寄りバス停で乗降した際、運転手に入館証を提示することでコミュニティバスの片道の運賃が100円

【対象者】

高齢者総合福祉センターの利用者証所持者(市内在住の60歳以上の方に発行)

特定施設の利用者

2

資料：国土交通省 高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ(案) 説明資料